

議 名 称	平成14年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日 時	平成14年9月6日(金) 14時～16時15分	
場 所	杉並区役所 職員能力開発センター 3階 会議室	
出席者	委 員	江藤会長 小井委員 佐藤委員 高橋(一)委員 長津委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 古谷委員 門脇委員 佐々木委員 鈴木委員 西村委員 樋口委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員
	実施機関	四居区民生活部長 芦塚区民課長 瀬沼調整担当係長
	事務局	納富区長室長 小林行政管理担当部長 [IT推進課] 玉山課長 [情報システム課] 中村課長 藤本管理担当係長 静主査 小林担当係長 片山担当係長 丸山担当係長 [総務課] 牧島副参事 山本係長 増田主事
傍 聴 者	2名	
配付資料	事 前	・平成14年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・住基ネットに関する報告資料
	当 日	住基ネットに関する報告資料(追録)
次 第	1 平成14年度第1回会議録の確定	
	2 報告事項	
内 容	住基ネットに関する報告	報 告
	1 平成14年度第1回会議録の確定 2 住基ネットに関する報告	了 承

開 会	
会 長	開会のあいさつ
区 長 室 長	欠席委員の紹介
会 長	最初に平成14年度第1回の会議録の確定をします。訂正・ご意見があれば挙手を願います。
区長室副参事	訂正箇所及び修正内容陳述
委 員	今後は、修正多数の場合は正誤表の席上配布を願います。
報告事項説明	
会 長	以上、ございませんようですので、確定ということにいたします。次に資料に基づいて、住基ネットに関する報告を事務局からお願いいたします。
報 告	
区 長 室 長	報告「住基ネットに関する報告」について説明
区民生活部長	「第一次報告」について説明
会 長	ただ今の報告について、最初にご質問はございますか。
委 員	質問だけ申し上げます。調査会議第一次報告の、個別に掲げられた裏面の(5)は、適用拡大を法定によらないでやられるという動向があるので、(5)を入れたということですが、これは間違いありませんか。
区民生活部長	法定は法定なのです。ただ住民基本台帳法ではなく、ほかの法によって拡大が図られてきつつあるのです。そうなりますと、やはりどの事務がどういう形で拡大されていくのかが、国民の目にはわかりにくくなってしまいます。したがって住民基本台帳法によって拡大するものは拡大するという内容を明示しろという内容になっているわけです。
委 員	そういう見解なら、それでいいです。
委 員	第一次報告の中の「住民基本台帳法別表に限定列挙された利用事務の拡大等」については、マスコミなどでは93項目というように報道されています。今すぐとはいいませんが、この93項目の内容についてご提供いただきたいと思います。これはやはり内容を見ていかないと、かなり問題がありそうなので、是非、次回で結構ですから、ご提出をお願いしたいと思います。
区民生活部長	わかりました。なお、もうすでにこの93事務を越えて、事務の拡大が出ておりますので、それについても準備ができれば、併せてお示ししたいと思います。
委 員	質問です。第一次報告の裏の4番目について、区民生活部長は「外部の監査」といっておりますが、この文面自体には「外部の」とは書いていないのですが、外部と解釈して、その外部というのはどのような外部を考えられて、この文面が作られているのか、補足説明をしていただければと思います。

区民生活部長	<p>議論の経過の中では、きちんとした第三者機関の外部監査という議論もでておりましたので、そのように言いましたが、確かにご指摘のように、報告書そのものでは、特に「外部」という指摘はしておりません。ただ(2)で統括責任者をきちんと定め、その統括責任者の下に基準をきちんと作り、その基準が実際に整備されているかどうか、監査によって明らかになるという一連の流れでいきますと、統括責任者が自ら内部監査としてこれらを実施するだけではなく、やはり透明性のある保障された監査機関が、きちんと監査を行い、その結果を国民に明らかにすべきだということに読めるのかなと思っております。その具体的な形態なり何なりは、ここでは特に触れておりません。これから要望を出し、もしこれらが具体化されていくとすれば、その中でつめられていくものと考えております。</p>
委員	<p>第一次報告の(1)に、「個人情報ファイル簿作成」と書いてありますが、これはどういうものなのでしょうか。</p>
区長室副参事	<p>現在の電子計算組織に係る行政機関の個人情報保護法の中に規定のあるものだと思います。例えて申し上げますと、当区で言えば個人情報登録簿のような形です。業務の種類や業務の目的、収集の範囲、利用する機関の名前、利用範囲というものが一覧でわかるような形のファイル簿を、国の方で作らなければいけないということになっておりますので、そのことを意味しております。</p>
委員	<p>今、国の方で作るとおっしゃいましたね。これは国に作らせるという意味ですか。</p>
区長室副参事	<p>もともと行政機関個人情報保護法の中に、確か個人情報ファイル簿の作成というのが、義務づけられているはずですが。ここの(1)で前提として考えているのは、行政機関の個人情報保護法のことですので、内容的には国のことについて言っているというように、ご理解していただければよろしいかと思えます。</p>
委員	<p>まだ、ちょっとわからないのですが、国といってもいろいろありますよね。各省庁もあるし、一括して総務省がやる場合もあります。ここのところはどのようなイメージで、第一次報告書をお作りになられたという感じですか。</p>
区長室副参事	<p>これは法の規定のことを申し上げているものです。個人情報ファイル簿は、確か総務省のほうで一括して作っているというように記憶しております。その作成や公表については、現在でも例外規定がありますので、その例外規定をできるだけ限定すべきではないかという趣旨です。</p>
委員	<p>(1)に「センシティブ情報の収集禁止」と書いてありますが、住所確定のための基本4項目の中には、センシティブ情報は入っていないと思うのです。ここは何を言っておられるのでしょうか。</p>

区長室副参事	これも現在の行政機関の個人情報保護法、あるいは現在、継続審議になっている行政機関の個人情報保護法案です。いずれにおいても、例えば、当区の個人情報保護条例では、区民個人の内心の自由と申しますか、思想・信条ですとか、社会的差別の原因となるような身分の情報については、原則として収集を禁止しております。いわゆるセンシティブ情報といいますのは、取り扱いに特別の注意を要する情報ということで、当区では収集を禁止するように、明文で規定しておりますが、国の個人情報保護法ではそのような規程がないものですから、そのような規程を設けるべきではないかという意見です。
区民生活部長	これについては、補足させていただきます。現在の基本4情報がそういうものに該当しているとか何とかということではなく、今後、住基ネットのシステムが運用されていく中で、生ずるかも知れないいろいろな危険を、予防的な措置として今この時点で法整備を図っていく必要があるのではないかという観点から言っております。したがって、今後そうした問題が生じないように、今の時点で行政機関個人情報保護法の中にセンシティブ情報の収集禁止を明確に謳うべきだということで主張されているものと理解しております。
会 長	他にございますか。
委 員	確認的な質問になります。8月1日の「区長コメント」という記者会見資料があって「確固とした個人情報保護のための法制度が整備されるまでの住基ネットへの不参加は適法である。」となっておりますね。8月28日の第一次報告で、いわゆる確固とした個人情報保護のための法制度の中身として、今、説明いただいた5項目があるのだらうと思うのです。端的に言ってこの5項目の中身が整備されるような状況でなければ、杉並区としては参加しないという理解でいいわけでしょうか。また、調査会議で提言を受けた中身を今後もさらに研究しながら、区長はそういった立場で当分やっていくということでもいいのですか。
区民生活部長	これは調査会議から区長が報告を受けたわけです。区長の方から確たる法制度とはどういう内容なのかということを確認した結果、調査会議がこういうものだと考えますということで、ご報告いただいたものです。したがって、それをそのまま区長が鵜呑みにするかどうかといったことになりまして、少し別問題です。やはりこの審議会のご意見、区議会の中でのいろいろなご意見なども含め、また、区民の声、全国のネットの運用状況など、いろいろなことを判断しながら、今後、区長としてご自分なりのご判断をされていくものと考えております。
委 員	そうすると区長は、とにかく住基ネットには参加しないという姿勢ではなく、人権が保護されて、個人情報保護法の整備がされれば参加するのだということも言っているわけですよ。その場合、一定数の条件の中身として今考えられるのが、調査会議から提言された5項目のような内容であるという理解になるのかなと思うのですが、その辺をもう一度整理していただければと思います。

区民生活部長	区長としてはそういう意味で、今後、住基ネットに参加するしないという問題を考えます。その際、当然個人情報保護2法案がどういう形で成立していくのかということを中心に、判断していくわけです。その際、改正法なり成立する法律の内容が十分なものかどうか、そのことを判断していく上でこの調査会議の報告というのが、一つの指標として意味を持ってくるだろうと認識しております。
会 長	他にございますか。
委 員	そもそも住民基本台帳は、ひとつのシステムとしてあるわけです。それでネットの方は、サブシステムとしてお持ちになっているのかどうか。それとネットについても全然別仕立てで、システムとして別に考えているのか、その辺はどうなのでしょう。システムの問題ですから、かなり厳格な形でとらえていかなければいけないと思います。
情報システム課長	住民基本台帳システムというのは、ご指摘のとおり、区の住民基本台帳をすべて管理しているシステムです。現行システムは昭和57年度から稼働しているものです。今、ご指摘の住基ネットについては、ともすれば住民基本台帳の中の一システムとも言えると思いますが、住民基本台帳の基本4情報に関して、初めて外と繋ぐためのシステムということで、それが100%住民基本台帳システムのサブシステムとは言えないと思います。そのような意味で、住民基本台帳システムに含まれる部分があるということとは言えると思います。
委 員	ということは、住民基本台帳のシステムが、全然別立てということではなく、繋がっているということですね。システムというのは全然別立てでやるのと、サブシステムとして、例えばファイルを持ってきてシステムを構築するというやり方もあるわけです。ですから、ネットだけが独立したシステムとして稼働しているのなら分かるのですが、サブシステムということだと、情報を盗まれるという場面において、非常に問題が多いと、私は考えているのです。
情報システム課長	住民基本台帳システムそのものと外部のシステム、例えば、今はまだ繋がっていない形になっていますが、東京都のコンピュータと杉並区の場合は繋げる形になっております。もちろん住民基本台帳システムそのものが繋がっているわけではありません。住民基本台帳システムと外部のシステムの中に、住基ネットというシステムがあるわけです。実際に稼働しているコンピュータも別ですが、小さいコンピュータをその間に噛ませて、そこから基本4情報を外部のコンピュータ、杉並区でいえば都のコンピュータと繋ぐという仕組みになります。ですから、住民基本台帳システムそのものと繋いでいるわけではないということになります。
委 員	調査会議の報告の内容の(3)「杉並区水準以上の個人情報保護対策とセキュリティ対策の基準が示されること」というのは、法律で示せという趣旨ですか、それとも何らかの内規でやるという趣旨のどちらを意味しているのでしょうか。

区民生活部長	これは2の方で、統括責任者、またはその組織をきちんと明確にしろということを行い、その上で「この責任者によって」ということで申し上げておりますので、一概に法律ということではありません。法律できちんと示された統括責任者が、その責任においてセキュリティ対策等の基準を明示し、これを国民に明らかにすることという意味でお取りいただければと思います。
委員	(4)の監査は、やはり(3)と同じような法律上の位置付けとして、理解しておけばよろしいのでしょうか。というのは、法制度を整備することになっていきますので、内規程度でやるのか、あるいはいわゆる規則、各大臣の命令でやるのか。その点を外形上明確にしておく、区民の方々にもわかりやすいのではないかと思います。
区民生活部長	ご指摘のとおりです。ここで言っている(1)から(5)については、基本的に法制度の問題として指摘しております。先ほどの基準について私がお答えさせていただいたのは、基準そのものの中身は責任者が示すものということでも申し上げました。ただ責任者が明示され、その責任者がこうした基準を明確に作らなければいけない、それを国民に明らかにしなければいけない、また、監査によって実施状況をきちんと把握されなければいけないという事柄についての基準は、法律に書かれるべきだということで、ここでは構成されているのです。
委員	誤解して読んでしまいましたが、個人情報保護法の中に盛りべき提案の内容ではなく、個人情報保護のための法制度は様々ありますが、それに対してこういうことは必ず入っている、また、そういうことは必要だということ体系的に書いたものなののでしょうか。それともまだ未整備の個人情報保護法に、これらのことが法律上明記されるべき、そのことを条件とするという意味なののでしょうか。そのところが少し曖昧なのですが。
区民生活部長	ここで申し上げているのは、まずあるべき法制度として、5つのことが盛り込まれるべきであるということです。(1)についてはご案内のとおり、行政機関個人情報保護法です。(2)(3)(4)(5)については、特段、法の指定はありませんが、いわゆる個人情報保護2法の中に、こうした内容が盛り込まれていくことということで書かれております。例えば(3)で申し上げますと、責任者がセキュリティ対策の基準をきちんと作らなければならないということは、法律で定めると言っているわけです。ただし、その基準の中身についてまで、法律で定めるべきだとは言っておりません。中身の問題については、やはり責任者が十分いろいろと研究した上でたてるべきものです。また、監査の問題も、監査しなければならないということは法律で定めるべきですけれど、監査のシステムなどの細かな話のところまで、全部法律で定めるかどうかということになると、ここでは特に言及していません。そのような構造となっております。

委 員	<p>せっかくいろいろとやっていただいているのですが、いままでの答弁を伺うと、(1)から(4)については、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の内容を、整備しなさいということですね。さらに、それに関連する細かいことについては、例えば、統括責任者がこれだけの機能を持ちますということを決めなさい。(5)については、利用する範囲は厳密に法定主義でやってください、それは、住民基本台帳法できちんと決めてくださいよ、というご意見であると理解したのですが、それでよろしいでしょうか。</p>
区民生活部長	<p>そのとおりです。例えば(5)などは、当然ながら住民基本台帳法に関する規定です。ただ、今この問題に関しての法の問題として直接議論になっているのは、個人情報保護2法案です。その2法案の中でこうした事柄を、住民基本台帳法に上乘せするような形での規定の仕方もあり得るでしょうし、住民基本台帳法そのものの改正という作業が進められるのであれば、当然そういった形でも、この内容の盛り込み方としてはいろいろあるだろうといえことですが、いずれにしても(1)から(5)までについては、個人情報保護2法案の中で、こうしたものをきちんと処理すべきだと申し上げているわけです。</p>
会 長	<p>他にご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>2、3日前の新聞で、国の方が住基ネットに対する会みたいなものを作って、整備するような話があったのですが、国の方の動向はどこまで把握されていますか。</p>
区民生活部長	<p>ご指摘のように、専門委員会の設置というのがありまして、その中には従来、住基ネットに対して、かなり批判的なご意見をお持ちだった方なども含めて作っていかうという動きがあることを存じ上げています。その運営要領などについても、2日に東京都を通じて国のほうから情報提供を受けております。</p>
委 員	<p>この会議の5つの項目について、私は全く結構なことだと思います。ただひとつ気になるのが、(5)の内容で、「民主的、専門的視点から、公正に利用事務の拡大」と入っていますが、この「拡大」ということについて、ご説明していただきたい。また、もうひとつは、次の「検証する仕組みとして、民主的基盤を持ち、法律やコンピュータの専門家などを含む第三者機関を設けること」について、もう一度詳しい説明を願います。</p>

区民生活部長	<p>私どももこういう報告をいただいて、特に今の「民主的基盤」という言葉はどう解釈するのか悩ましいところです。まず、利用事務の拡大につきましては、すでに93事務から240いくつという形での拡大が動きつつあります。今後も住基ネットをベースにした事務の拡大をもっともっと進めていこうという動きがあることは事実だろうと認識しております。そうした中で、ここでの「利用事務の拡大を」というのは、決して拡大することが良いことだと判断して言っているかどうかは別です。いずれにしろそのような動きがある中で、そういったものをきちんと検証して、それが個人情報保護、プライバシーの保護という観点からどうなのかということを中心に検討できる仕組みを作らなければいけないだろうということで、まず前段の「拡大を検証する仕組み」という言葉があるかと思います。その上で「民主的基盤を持ち」といっている部分は、ストレートに取りますとこのような検討機関は国民の投票で選ばれるのかとか、いろいろとあろうかと思えます。</p> <p>例えば、ここの構成主体というのは、今のところは3,000いくつかの自治体が、みんな責任主体ですので、それぞれの自治体の代表機関から推薦を受けた者を含むとか、日弁連などもいろいろな形でこれについてのご意見を発していらっしゃると思います。ですから、そのような専門家的な立場の方々の意見も含むなど、幅広い多様な基盤を持ってというような意味合いでお取りいただければよろしいのではないかと理解しております。そうした意味で、「法律やコンピュータの専門家などを含む」という言葉になりますし、統括責任者以下、きちんと管理する人間とは別に、一步離れた第三者機関で、これらのことを検証するようにしなければいけません。そのような意味合いで、この辺の文書を読み取っているところです。</p>
委員	<p>結局、これは自治体としての意思ですね。国ではなく、やはり杉並区としての調査会議の意思ですね。</p>
区民生活部長	<p>区長が諮問機関に諮問したものに対して、区長として今後、住基ネット問題にかかわって、個人情報の保護の問題をどう考えていくべきかということで、調査会議のご意見をちょうだいしたのです。ですから、調査会議自体は当然、この内容は法制度として認識されるべきだということにお考えですが、その事柄を実現するためには、区長はこういう方法で努力したらどうですかということで、お示しになったものです。</p>
委員	<p>(1)に関係するのですが、その前にこの調査会議には、区のほうで事務局というか、どなたか加わるというか、審議の内容については存じていらっしゃるのでしょうか。</p>
区民生活部長	<p>いわゆる事務局というような形で頻繁にこの会議を開催しているわけではありません。いろいろと問い合わせ等いただいたものにはお答えしたり、資料を提供したりしながら、それぞれの委員の方々にはご検討いただきます。その上でこれまで2回会合をもって、皆さんの意見の調整をしていただきました。その会合の場にでているかどうかということであれば、私をはじめ、担当課長が出席しています。</p>

委 員	<p>私もこの行政機関個人情報保護法の抜本強化というのが、多分今回一番大きなことだと思います。これらひとつひとつについては、これだけ見ると非常にわかりにくく、少し勉強してみました。こういったことの例外規定というのは、厳格に定めていく必要があると思うのですが、この部分は自治体のほうが先行していて、この審議会もそのためにあると思うのです。そのような意味で行政機関個人情報保護法の中に、いわゆる審議会が言っているような第三者機関を設定していくことも必要であるということが、「等をはじめ」という所に入っているかどうか、そういったご論議もあったのかどうかということだけ、教えてください。</p>
区民生活部長	<p>今日はお配りしておりませんが、この前提として各委員からレポートをちょうだいいたしております。その一つに行政機関個人情報保護法の中で、これらを運用管理する審議会等の設置ということも謳われておりますし、それぞれご自分のレポートを報告していただいた上で、全体のまとめの議論を進めてまいりましたので、そうしたことについては会議の中でも触れられております。</p>
委 員	<p>「区長コメント」についてお聞きしたい。これは区長自らの考えとして述べられたと思いますが、その前提としては区の内部でかなり検討した結果、このような言葉になったと思うのです。その中で「住基ネットへの参加は違法である」という言葉がありますが、総務省は違法であると断定しているわけですね。これだと区長が適法であるというように、勝手に言っているような感じになっています。本来こういう言葉は適当ではないのではないかと思います。要するに法には違反するけれど、心情的には参加しないということではないかと思います。皆さんのほうからアドバイスとして「違法である」という言葉をこのときに使うべきではないとか、その後の見解として、そうは言っているけれど、実際としてはどうなのかということ、区民としては支持しますが、「違法だ」という言い方が本当に正しいかどうかということはどうなのでしょう。</p>
区長室長	<p>基本的な考え方は、改正住基法附則の第1条第1項で、「3年を超えない範囲で政令で定められる日から施行する」というのがあります。それだけを見ると、8月5日に定められたわけですから、8月5日に施行することが法律に叶うわけです。問題はその附則の第1条第2項です。個人情報の保護に万全期するため、速やかに、所要の措置を講ずると。その一つの象徴的な作業が、個人情報保護法の整備となるわけです。それが欠けた状態で附則の第1条第1項に基づいて、政令で定めた日に施行するということは、もともと違法だと。むしろ国のやっていることが違法だという指摘の後に続けて、「法第36条2に基づいて」ということで示しております。</p> <p>区長は一方で法律を守らなければいけないという責務を負っていて、また一方では法第36条2に基づいて、住民票の記載事項の記録を適切に管理する義務を負っています。その立場からすると、その適正さが損なわれないようにすること、つまり法第36条2の規定に叶うような行為を取ることが、その法第36条2の規定に叶うわけです。</p>

	<p>つまり、ここに書いてあることは、適法な行為だという認識なのです。いままでは附則の第1条第1項、2項の問題として、もともと個人情報保護法の成立がなければ改正住基法の改正すら心もとなかった平成11年6月、8月の状況を考え、しかもその中で改正された法第36条2の規定を厳格に読んでいくと、むしろあの局面では市区町村長に期待される行動は、法第36条2の規定に基づいて、きちんと対処するということです。つまり附則第1条で言うと、確固とした個人情報保護のための法制度が整備されるまで、法第36条2の規定に基づいて何もしないことが適法だという話なのです。それをその下の3の括りの上に改めて書き加えて、「改正住基法第36条2に基づき、現状において参加することは適当でない」という考えの基礎になっているのです。</p>
委員	<p>いまのご説明ですと、改正住基法第36条第2項に基づいて、現状で参加することは適当でないというのは理解できるのです。「適当でない」と言うのならいいのですが、「不参加は適法である」と言うのは。法律が制定されているのに、その法律に加わらないことが法にかなうというのは、言葉の使い方として全く矛盾しているのではないかと思います。したがって「適法」ではないけれど、参加できないと言っている下の文書については理解できるわけです。</p>
区長室長	<p>違法だけれど参加しないというわけではありません。違法であるという認識をもともと持っていないわけです。</p>
委員	<p>それは自分の勝手な解釈であって、法律は。</p>
区長室長	<p>それは評価の分かれるところです。委員がおっしゃっているのは、国の前提で言っておりますよね。</p>
委員	<p>別に私は国を代表して言っているわけではないのですが、法ができてい以上、法の中身については、個人情報保護法を成立させて稼働するのだというように言っていたのが、片方しか成立していないから不満足であると。法のほうに不備があることは確かです。しかし片方は法律として制定され、公布されている以上、参加しないのは、不備だから参加しないのであって、参加しないのが適法だということにはならないでしょう。それをコメントとして一般区民に周知することになれば、参加しないことが適法なのだということであれば、全国3,000有余の自治体が加盟していること自体、自分たちは何なのかということになる。自分たちもそのように選択できるのだったら、選択しないということになってくる。ところが法律だから自分たちは参加するのだと言って、みんな参加しているわけです。</p> <p>ただ個人情報保護法ができていないから参加しない、というこちらの見解はわかりますし、私も賛成ですが、法律に対して自分たちが参加しないことが適法だと言い切ることが果たして妥当かと考えると載せるべきではない。と思うわけです。</p>

委員	<p>いまの理論ですが、要するに法律は「やれ」と言っているわけですから、違法なことは間違いのないのです。ただし条件を満たしていないのだから、やらなくても違法性を阻却する。だから処罰の対象にはならないという考え方に立つのが正しいのではないのかと思います。法律は悪法であろうと何であろうと、制定され、これに違反すれば違法なのです。違法だけれども、やるべきをやっていないのだから、やらなくても違法性を阻却する。ですから適法という意味ではないのです。そこは言われるとおりだと思います。処罰されません、違法性を阻却しますということなのです。</p>
区長室長	<p>処罰対象はもともとないのです。</p>
委員	<p>そこまで行政庁がやるかどうか、国がやるかどうかは分かりませんが、もし施行しないことに罰則があるならば、例えば区長が法律違反であるということで仮に裁判に訴えられたとします。形式的に違反していることは間違いありません。「やれ」と言っているのですから。ただやることの前提として、こういうことが整備されていないのではないかと。前提条件が欠けているから違法性に該当しないということで、無罪判決という格好になると思うわけです。それが「適法だ」とは言わないと思います。</p>
区長室長	<p>もちろん、それは改正法の附則第 1 条第 1 項、2 項をどう構成するかということにかかわってきますが、分離論なのです。つまり 1 条 1 項は 8 月 5 日に施行すると言っていますので、それに従うのが筋です。2 項は個人情報保護法を整備すると言っているのですから、そのことを怠っている国は違法であると、バラバラに理解するという言い方がひとつの考えです。</p> <p>1 条 1 項と 2 項の関係では、もともと立法者意思と言いますが、2 項の修正が通らなければ、この住基法の改正自体が頓挫していた話なのです。平成 11 年 6 月から 8 月にかけて言うと、当時、公明党などの立場の方々、盛んに個人情報保護の重要性を訴えてこられたという経緯があり、国会で質問をして、その結果、やっと当時の小淵総理大臣が答弁をしたという経緯があります。そういったものを重ねて考えますと、1 条 2 項が 1 条 1 項にかぶさっていて、これがなければ 1 項の施行はできないという認識も、法律構成として有り得る話です。</p> <p>ここに書いてありますように、一方で悪法も法なり、法律を守らなくてはいけないということはよく分かります。しかし、一方では、法第 36 条 2 の規定に基づき、とにかく区民の個人情報を守っていかなければならないということもあります。両足を置いたときにどちらを軸足にするかという判断の問題だというように考えます。第 36 条 2 の規定に基づいてということは、改正法の附則第 1 条第 1 項に書いてはあるけれど、少なくとも 2 項と第 36 条 2 の規定で、8 月 5 日を迎えるに当たって、杉並区長としては何を法律上の根拠として行動するかということになりますと第 36 条 2 の規定に基づいて、必要な措置を講ずることになり、その必要な措置というのが送信を行わないことだと。これが第 36 条 2 の規定に基づく適法な行為であるという考え方です。このような考えも法律の専門家から見ると、異説の一種かもしれませんが、有り得る考えですので基本的な認識として述べたという考え方です。</p>

委 員	その辺は法律論になってしまいますから。
区長室長	ただ違法性の阻却ではないのです。
委 員	進め方についてですが、皆さん熱心にご質問されているわけですが、私の推測として、今日会長がこの審議会を召集されたのは、質問も大切ですが、皆さんがたのご意見を聞きたいという趣旨で、今日召集されたと思います。私の見解は異なりますが、先ほどの委員のご意見は大変重要なお意見だと思います。ですけれども立場が異なるわけですから、いくら議論をしても整合性や共通点が生まれるものとは思いませんので、先ほどのような話は意見集約の中で。そのような進め方を提案させていただきます。
会 長	大体ご質問も終わりだろうと思いますので、ここで休憩を挟み、後はご意見をちょうだいすることといたします。
休 憩	
会 長	再開します。今日の趣旨は皆さまがたのご意見をいただきたいということです。全員発言ということで、一言ずつでも住基ネット、国の住基ネットの運用も含めて、特に杉並区の今度の対応についてのご意見、それから今後区としてどのように対応すべきかなど、率直にご意見をいただければと思います。
委 員	先ほどいろいろご質問させていただきありがとうございます。その結果、わかったことからご意見申し上げます。第一次報告の(1)から(5)がどうも中心的なご意見のようですが、(1)から(4)は、主として行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律について述べられていると理解します。この中で法律的に決めるべきこと、それからそれを受けて管理運営基準として明確にすべきこと、これらは的確だと思います。その意味から(1)から(4)については、行政機関が保有する個人情報に関する保護の法律を十分整備するという姿勢は区長としては取るべきだろうと考えます。(5)の利用範囲の拡大については、あくまでも法定主義を的確に守るという意見も重要な事項ですので、それらの2点について、区長は的確な処置をすべきと考えます。
委 員	中間報告にあるように、住基ネットには制度上の問題、技術、運用面の問題が示されていますが、そのような問題を含めていろいろな問題があるので、参加すべきではないという立場でいました。したがって、8月1日の区長の記者会見以降の区の対応は支持いたします。そして今後についても、第一次報告に示されているように、この5つの項目を中心として、これらの内容が十分満たされるような状況になるまで、住基ネットに参加すべきではないと思います。細かいことを言えば、いろいろありますが、総括的に言えば、この5項目が十分反映された法的な整備ができるまで、今の態度を貫いていただきたいと思います。

委員	<p>今回の区長が取った処置は、長らくこの審議会にいて全く賛成するものです。なぜならば、まず国会を見ていても、前提として、過去に小淵総理大臣の個人情報保護法案をきちんと整備してからという意見があることは当然の理で、保護法案を国会に提出したからいいというのは全然議論として成り立たないと思います。やはり区長は区民の情報を一生懸命守ることが大切なことです。主権者である国民をないがしろにして、強圧的に物事を進めようというのは適正なことと思えません。私は仕事柄、物事を感性的、感情的、感覚的に捉えますが、今回の区長の取った処置、また調査会議の結論すべてを審議会の一員としては本当に区民のことを思ってなされた行動として理解し、支持するものです。</p>
委員	<p>新聞で区長の処置を知り、第一次調査会の内容が法的にはどこをどのように提案し、指摘していたのかわかりづらかったのですが、今回実際にその内容を拝見し、区長が見解を示されるときは、もっとわかりやすい形でおっしゃっていただけたら、区民にもっとわかりやすくなると思います。今回の報告内容で、統括責任をはっきりするとか、外部監査あるいは管理や基準などが見えてきたことは、区民にとって非常に良かったと思います。いままで漠然とした不安で、接続したら何が起るかなどというところから、一步議論が出ることを促進するような形で、区長が説明責任を果たされることを期待します。また、一連の調査等を含めて、今回の処置については大変高く評価したいと思います。私の所属する団体も区長決定を評価していることを報告します。</p>
委員	<p>この1・2ヶ月、区民の方のご意見をいただき、また今日の報告を聞いて、調査結果を見る中で、区長の判断については賛意を表したいと思います。実は8月1日の時点で、確固とした個人情報保護のための法制度については、具体的にどういうことなのか質問を受けていましたが、そのことに対して今回の5項目の内容が明確に回答していることに賛意を表します。</p> <p>先般NPO法人が非常に具体的に行政機関のこの個人情報保護法案の問題点を指摘して、そのことが杉並区においても取られていることが、いかに国のこういう行政機関の中できちんと法的に定められていないかということを勉強しました。そのようなことがこの項目に網羅されていること、第三者機関の規定など各委員のレポート上にもあったということですので、そのことを踏まえ、是非きちんとこの5項目について、責任を持って区としても対処していくことをお願いします。</p>
委員	<p>区民の皆さんは日ごろ日常生活を大変理性を持ってご対応していると理解しています。また区長は区民の尊厳や保護というものを大切にしながら全力を挙げているいろいろな処置をしていただいている。第一次報告の内容を見ても、大変理解できますので、区長の方向、方針等について賛意を表します。この方向での努力をお願いします。</p>

委員	<p>個人情報保護の法整備が国のほうで進むよう国に働きかけることと、その内容について、この報告が出されていますが、区長はこのような報告の中身等も国に伝えながら、個人情報保護法の中に盛り込まれるように働きかけることが大事ではないかとひとつは思います。それと同時に、国で十分この意見にあるようなことが盛り込まれた保護法案ができたならば、あくまで住基ネットに参加しないということを堅持するのではなく、その段階ではやはり適法な自治体として自立できるように考えるべきであると、柔軟な取組みを求めておきたいと思います。あくまでも個人情報保護を守るという前提ということとは申すまでもないことです。</p>
委員	<p>今回の区長の英断を大変評価しています。しかし第一次報告の内容に（１）から（５）までの調査会議の結果が出ていて、これがいまクローズアップされていますが、これは必要最低条件です。例えばこの（１）から（５）が満たされたとしても、リスクがなくなったわけではなく、リスクが少なくなったというだけで、危険性はまだ高いわけです。そういう意味からすれば、今後の考え方としては、個々の住民に参加だとか不参加の選択の自由が認められるというような訴えをきちんとしていくべきなのかと思います。杉並区でも自分は参加したいという人も中にはいると思いますが、そういう人にはこれだけのリスクがあるけれども、それでも参加しますかという自己責任で参加していただいて、嫌だという人は参加しないという社会システムをつくるべく杉並区がリードするべきだと思います。</p>
委員	<p>今回の区長の決断については評価します。最終的に総務省が何を考えているかということ、やはり国民総背番号制の方向に誘導しようとしているのが私を感じるところです。問題なのはそういう意味で、地方自治体としての権限を、最大限このような電子計算機を通じてのいろいろな業務対応にそのようなところで歯止めをかけていく必要があります。今後、住基ネットの業務の拡大の問題から国民の資産から何から全部総務省が一括管理するという方向に向かわないように、どう目を光らせていくかという必要性を感じます。そのような点でこの審議会も十分地方自治体としての立場を大事にしていく必要があるのではないかと考えます。</p>
委員	<p>杉並区は電子政府を目指しているということですが、国が作る法制度よりも、もっと厳しい個人情報保護やセキュリティを整備しながら、何か起こった場合には杉並区独自で切断できるような整備をやっていただきたいと思います。あと、横浜市がやっている選択制や多摩地域の自治体ではコードの返上なども起こっていると聞きますので、これからのそのような動向を見ながら、区として何ができるか、できれば選択制をとれるような形でやっていただきたい。杉並区独自で、もっと新しく前進的にやっていただきたいと思います。</p>

<p>委 員</p>	<p>区長のやっていることは誠にいいと思いますが、この報告の内容を見て、非常に難しいと思うのです。非常に抽象的であるし、これを理解されているのだから相当勉強されていると思います。単にできないから、そういうものは繋げないからということだけで反対されて「つながないよ」と言うのではなくて、せっかく3人の先生方が作った内容で、「こういうことをやってどうなるのですか」とか、「こういうことを防止しなさい」と言うのですが、それなら国にこの項目について「こういうことについてどうお考えなのですか」という質問をすべきだと思います。回答を国からもらうなどして、そういうことをやるべきではないか。</p> <p>それから区民に参加、不参加を決めさせるにしても、ただ広報にこの内容を「ありましたよ」と言って出したところで、50万人の区民の方々がその内容を見て理解できるかといったら、私は疑問です。ですから、参加、不参加を判断させる資料として、抽象的ではなく、もう少し具体的に内容を「これはこうなりますよ」と、「こういうことをされればこうなりますよ」ということをやっていただきたいと考えました。</p>
<p>委 員</p>	<p>区長をはじめ調査会議、区議会の方々が、区民を守るために一生懸命このようなことを考えてくださっていることは、区民として大変ありがたいことだと思っています。区長のコメントに「7割を超える多くの区民がシステム稼動に異論を唱えている」とありますが、52万区民のうち、アンケート提出者は5,000人不足の人です。また、アンケート結果の内容を見ますと、「よく知っていた」と回答している方は多くありません。「全く知らなかった」という方も少ないですが、「大体知っていた」とか「あまり知らなかった」という方々が多く、本当に区民の多くはこの問題を分かってはいないと思います。そしてなぜ反対しているかということも多分知らないのだと思います。それで住所、氏名、年齢、性別これだけのことを入れるのだと。このことがなぜ危険であるのかということも多分わからないのだと思ういます。このような形で「7割を超える多くの区民が」という言葉で表現することが妥当なのか疑問を感じました。私も資料をあらかじめ送っていただき、よく読んで、こういうことなのかということが初めて分かったような状況ですので、その点だけ申し上げたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>私はありません。区議会が意見書を出したので、それで集約してあります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにございませつか。そうしますと、いろいろなご意見がございましたが、概ね区の姿勢、具体的には区長の姿勢を評価するということだと思ひます。いずれにしても5項目の内容も国が整備すべきことですから、審議会としてあしる、こうしるという性格のものではありませんが、そういうことが実現する方向でいけばいいと皆さんお考えだと思います。今後どうなるかはわかりませんが、質問も含めて、いま出された意見を担当課長の方々はよく区長に伝えていただきたい。</p> <p>今日のところは意見の集約ということで、これで終わりにします。事務局から何かございませつか。</p>

区長室長	いま会長からお話がありましたが、本日の審議会で委員の皆さまからいただきましたことも含めて、これから区としての意見をまとめて、またできるだけ早い機会に議会の意見も聞きながら、国に意見書を出すようなことで進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。
区長室副参事	次回の審議会は10月25日(金)の午後2時から、場所はこの建物の5階となります。よろしくお願いします。
会 長	それではこれで本日の審議会を終わらせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。